令和４年度　高等学校等就学支援金制度及び授業料等軽減補助金制度

国と県の学費支援制度のご案内

（私立高校等・全日制）【令和４年７月分～】

1　学費支援制度の概要

（１）高等学校等就学支援金制度（国の制度）

私立高等学校等に通う生徒に対して，家庭の収入状況に応じて，授業料を軽減する制度です。

（２）授業料等軽減補助金制度（県の制度）

県が就学支援金に上乗せして助成することにより，授業料及び施設整備費・実習費などの実質的に授業料に相当する費用（以下，「授業料等」と言います）や入学時納入金を軽減する制度です。

就学支援金及び授業料等軽減補助金は，学校に支給され，生徒の授業料等に充当（相殺）されます。
生徒に直接お渡しするものではありませんので，御注意下さい。

2　支援の対象となる生徒

次の計算式によって計算した額（保護者全員の合算）が，30万4,200円未満の世帯は，表の区分に応じて授業料が軽減されます。

30万4,200円以上（年収約910万円以上）の世帯は，学費支援制度の対象外です。

【計算式】市町村民税の課税標準額　×　６％　－　市町村民税の調整控除額　※１

※１　政令指定都市の場合は，「調整控除額」に3/4を乗じて計算

計算式の額 （保護者等全員の合算）	毎月の授業料等			【参考】 世帯年収目安 あくまで目安です （上記の計算式に基づきます）
	支給（軽減）額	左記金額のうち 就学支援金の額	生徒負担額	
0 円	35,500円	32,500円	0 円	～　約270万円
51,300 円未満	35,500円	32,500円	0 円	約270万円　～　約350万円
154,500 円未満	32,500円	32,500円	[35,500円 － 32,500 円]	約350万円　～　約590万円
304,200 円未満	9,900 円	9,900 円	[35,500円 － 9,900 円]	約590万円　～　約910万円
304,200 円以上	【対象外】	【対象外】	全額	約910万円　～

○ 保護者の「課税標準額」「調整控除額」は，マイナポータルの「わたしの情報」から確認できます。※３

※３　マイナンバーカードが必要です。

○ マイナンバーカードをお持ちでない場合は，お住まいの市区町村役場（税務担当課）で令和４年度の課税証明書を取得して課税標準額等を確認できます。（詳しくは役場の担当者へお尋ねください。）

○ 住民税が未申告の方は課税標準額の確認ができないため受給資格認定や支給決定ができません。役場で令和４年度分の申告手続を行うとともに，課税証明書を取得して学校事務室へ提出してください。

3　提出期限について

毎年７月に，７月から翌年６月までの支援について，当該年度の税額で審査します。
支給を希望される場合は，申請手続等を行ってください。

【 提 出 期 限 】　６月２４日（金）締切

【 提 出 先 】　広島県瀬戸内高等学校事務室